

佐賀県職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。
平成26年7月7日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第63号

佐賀県職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第2項及び第6項から第8項までの規定並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に掲げるものに該当するものを除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として人事委員会規則で定めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）第19条に規定する産前休暇又は産後休暇を与えることとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

（届出）

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号に掲げる事由に該当することとなった場合

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
- (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（職務復帰後における号給の調整）

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日からその日後における最初の昇給日の前日までのいずれかの日及び当該昇給日又はこれらのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第11条 佐賀県職員の退職手当に関する条例（昭和28年佐賀県条例第59号）第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての佐賀県職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

（補則）

第12条 この条例に定めるもののほか、配偶者同行休業の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例の一部改正）

2 佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例（平成19年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（留学費用の償還）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p style="text-align: center;">（留学費用の償還）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 地方公務員法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業をした期間</u></p>

（佐賀県職員定数条例の一部改正）

3 佐賀県職員定数条例（昭和24年佐賀県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（定数外の職員）</p>	<p style="text-align: center;">（定数外の職員）</p>

改正前	改正後
<p>第2条の2 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数外とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p>	<p>第2条の2 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数外とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 地方公務員法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員</u></p>

(佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

4 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和37年佐賀県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第16条の2の2 略</p>	<p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第16条の2の2 略</p> <p><u>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</u></p> <p>第16条の2の3 <u>地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</u></p>

(佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

5 佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年佐賀県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第18条の2の2 略</p>	<p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第18条の2の2 略</p> <p><u>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</u></p> <p>第18条の2の3 <u>地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</u></p>

(佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 6 佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項又は佐賀県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年佐賀県条例第63号）第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項又は佐賀県職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 略</p>

(佐賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

- 7 佐賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年佐賀県条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p>

改正前	改正後
(1)～(3) 略 <u>(4)～(8)</u> 略	(1)～(3) 略 <u>(4) 職員の休業に関する状況</u> <u>(5)～(9)</u> 略